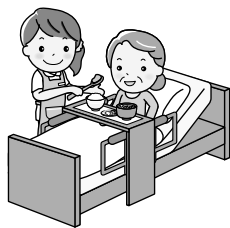


介護保険等サービス利用料助成金

市では、介護保険法による居宅サービス、介護予防サービスおよび市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の利用者が負担する利用料の一部を助成します。



対象 市民税非課税世帯の方
(介護保険料未納者などは除く)

対象項目

- ①介護保険法による居宅サービス、介護予防サービスなど(通所介護、訪問介護、福祉用具貸与など)
- ②市が行う介護予防・日常生活支援総合事業(要支援1・2の方および介護予防・生活支援サービス事業対象者の通所介護、訪問介護)

申請期限 3月31日(木)まで

※申請書に領収書原本の添付が必要です。

申・問 高齢者介護課 ☎25-5205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082

大滝 ☎55-0865

荒川 ☎54-2116

在宅要介護高齢者手当支給 (旧：ねたきり老人等手当)

令和4年4月から、手当の名称および支給要件が変更となります。在宅の要介護高齢者を支援する観点から、支給対象者を次のように決めました。

対象 市内に住所を有する65歳以上で、介護保険法による要介護4または5と認定された後、6カ月以上経過している方。介護保険料の未納のない方。生活保護を受給していない方。

ただし、月の初日から末日までの期間、次の施設等に入院または入所している方は非該当となります。

- ・病院・診療所
- ・特別養護老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(ケアハウス)
- ・介護老人保健施設
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・グループホーム
- ・ショートステイの連続利用

支給金額 月額1万円を年3回(4・8・12月)申請した日の属する月から本人の指定口座に振り込みます。

申・問 高齢者介護課 ☎25-5205

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課でも申請できます。

※在宅要介護高齢者手当受給者で市民税非課税世帯の場合は、家族介護用品(紙おむつ、尿取りパットなど)の支給対象となります。

手話で

〇〇をやってみた!

いろいろな**ことば**を手話でやってみます!

上のQRコードを読み込んで、手話動画もぜひご覧ください。

手話を動画で見られます



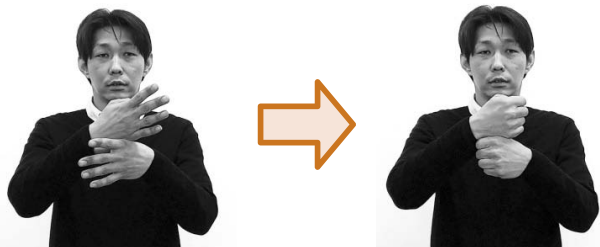
「いつ」



「どこ」

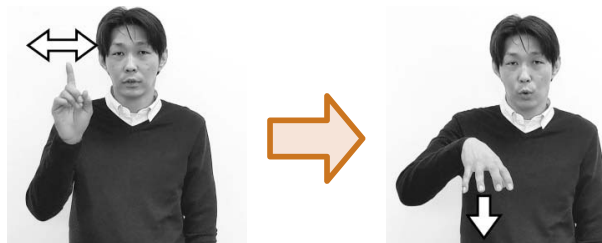


「いつ」



両手を上下に置き同時に親指から順に折り、両手の5指を折って握ります。

「どこ」



「何」という意味

「場所」という意味

右手人差し指を立て、胸前で左右に振ります。次に、右手5指を折り曲げ、指を下に向けて軽く下ろします。

Q. ろう者はどうやって朝起きるの?

A. 朝起きる方法は、音ではなく振動や光です。振動式時計やスマートフォンなどを使って、振動や光で目覚めます。昔はカーテンを開けて寝たり、水をたくさん飲んで寝たり、さまざまな工夫をしていたそうです。